



企業が年間返済額の3分の1を負担した場合に、
3分の2を県が支援します。

制度があります。

奨学金の返済を支援する

兵庫には、企業とともに



TOP MESSAGE

躍動する兵庫 新時代への挑戦

奨学金の返済が、若手社員にとって大きな負担になることがあります。
兵庫県では、企業の皆様とともに奨学金の返済を支援する制度をつくりました。
若い人材を惹きつけ、企業の人材確保や離職率の改善にも繋がると期待しています。
若い世代が果敢に挑戦できる兵庫へ。ぜひ制度のご利用をご検討ください。

兵庫県知事 斎藤元彦

基本的な支給要件

補助額

企業向け

次の1～3のうち低い額を支給

1. 年間返済額※1の3分の1の範囲
2. 奨学金の返済支援として企業が支給する手当等の年額（申請年度の4～2月支給分）の2分の1
3. 上限6万円/人・年

従業員向け

次の1～3のうち低い額を支給

1. 上限6万円/人・年
2. 年間返済額から企業からの手当等の年間支給額を差し引いた額
3. 企業への支給額と同額

対象企業

次の全ての要件を満たす企業

1. 本社が県内にある中小企業 または京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業（京都府本社に限る）の県内事業所
2. 補助対象従業員に対して、奨学金返済負担軽減制度を設けている

対象従業員

対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす方

1. 正社員である
2. 日本学生支援機構の奨学金を借入れ、返済義務がある
3. 申請時点で県内事業所に勤務している
4. 40歳未満（申請年度末時点で39歳以下）

※1 年間返済額：補助金の交付申請をする年度に、補助対象従業員が（独）日本学生支援機構に返済する額のこと

補助期間 企業認定制度の取得状況により、対象従業員1人につき、最長17年の補助期間となります。詳細は下表をご確認ください。

最大補助期間	5年	「対象企業」の要件を満たす企業
	10年	「対象企業」の要件を満たし、①～③のいずれか2つ以上を取得した企業 ①SDGs宣言企業 ②フレッシュミモザ企業 ③ワーク・ライフ・バランス宣言企業
	17年	「対象企業」の要件を満たし、①～③のいずれか2つ以上を取得した企業 ①SDGs認証企業 ②ミモザ企業 ③ワーク・ライフ・バランス認定企業またはワーク・ライフ・バランス表彰企業

各認定制度の取得企業等は
サイト上で公開しています。



奨学金



SDGs



ミモザ



ワーク・ライフ・
バランス

補助額の考え方（モデルケース）

年間返済額18万円かつ
企業の年間支援額が
12万円の場合

年間返済額18万円	
6万円 (企業の実質負担額)	12万円 (県負担：企業補助6万円＋従業員補助6万円)

このモデルケースの場合、従業員補助の金額は5年利用で**90万円**、10年利用で**180万円**、17年利用で**306万円**の支援となります。

※企業の年間支援額に応じて県からの企業補助と従業員補助の金額が変動するため、このケースに当てはまらない場合があります。
(年間支援額：奨学金の返済支援として企業が従業員に支給する手当等の年額（申請年度の4～2月に支給されたもの）)

申請方法

申請は企業で一括して行っていただき、県からの従業員への補助は企業経由となります。

